

清泉女子大学ハラスメント防止ガイドライン

1. ハラスメント防止のための基本理念と行動指針

清泉女子大学のすべての学生及び教職員等にとって、個人としての尊厳と人格の尊重、相互の信頼関係の形成は、教育、研究活動の基礎である。学生及び教職員等は、互いが個人として尊重されるために、ハラスメントが人格権の侵害であることを認識し、これを容認してはならない。言動の受け止め方には男女間や個人により差があることを認識し、他の者を不快にさせる言動をしないよう、相手の気持ちを考慮することが必要である。

大学は被害に対する公正な救済を保障するためにハラスメント防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）及びその他の関係規程を定め、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。大学は相談体制や被害の迅速な救済のための手続きを整え、ハラスメントを防止するための教育、啓発活動を行い、自由で公正な環境を整える責務を負う。

大学はハラスメントをよりよく防止するために教育、啓発活動を行い、全ての学生及び教職員等からのハラスメントに関する相談を眞摯に受け止め、望ましい解決のための努力をする。ハラスメントによる被害の救済にあたっては「相談や苦情の申し出」の事実を尊重し、迅速かつ適正な対応と救済措置を講じる。このため、このガイドラインを定める。

2. ハラスメントの定義

本学で定めるハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的性質の言動をいい、例として次のようなものをいう。（防止規程第 2 条第 1 号：定義）

- 1) 職務上の地位や権限を利用し、成績評価、卒業判定、人事考課等において、相手への利益の対価又は相手が不利益を被らないための代償として、はっきりと又はほのめかしながら、相手の意に反して行われる性的な含意のある要求
- 2) 相手方に不快の念を抱かせ、正常な勉学、課外活動、研究、職務の遂行を妨げる等教育・研究環境・就業環境等を悪化させる性的性質の言動

アカデミック・ハラスメントとは、一般的には、研究・教育の場において行われる嫌がらせの言動をいい、例として次のようなものをいう。（防止規程第 2 条第 2 号：定義）

- 1) 教職員が学生に対し、指導的立場や権限を不当に利用して、退学や留年を勧める、

指導を拒否する、就職・進学・単位取得・学位取得の妨害をする、成績評価・卒業判定等において差別するなどの行為

- 2) 教員が他の教員に対し、昇格に関して差別や妨害をする、退職を勧める、研究を妨害するなどの行為

パワー・ハラスメントとは、一般的には、組織・役職者・上司・上級生等が地位・職務権限を使って、職務・活動とは関係ない事項について、又は職務・活動上であっても客観的に見て適正な範囲を超えて、有形無形に圧力を加える言動をいい、例として次のようなものをいう。(防止規程第2条第3号：定義)

- 1) 相手の人格を否定するような暴言を吐くこと。
- 2) 相手を見下したり孤立させたり、相手の信用を傷つけたりすること。
- 3) 不当な量・内容の仕事が強要すること。

その他のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせ、正常な勉学、課外活動、研究、職務の遂行を妨げるなど、教育・研究環境、就業環境を悪化させる性質の言動をいう。(防止規程第2条第4号：定義)

3．ハラスメントに関する相談

相談はハラスメント相談員（以下「相談員」という。防止規程第10条及び「セクシュアル・ハラスメント防止に向けて 相談の手引き」を参照）の他、ウエルネスセンター・相談室、ウエルネスセンター・サポートルームなど（以下「その他の窓口」という）でできる。相談は面談による他、電話やメールでもでき、匿名の相談も受け付ける。相談者は自由に相談員及びその他の窓口を選ぶことができる。また、変更することもできる。

ハラスメントの被害にあったり、それに関連して何らかの不利益を受けたりした場合には、自分を責めたり、自分だけで問題を抱え込んだりしないで、相談員やその他の窓口を積極的に利用して問題を解決することを勧める。

相談員はあくまでも相談者の立場に立って相談業務を行うが、調査など被害の救済手続きには関わらない。相談者のプライバシーは最大限に保護され、相談業務に関わる記録の適切な管理と相談業務により知りえた情報に関して、相談員は守秘義務を負う。(関係条項：防止規程第14条)

相談の目的はあくまでも問題解決と被害拡大の防止であり、相談者は相談を通じてどのような解決方法があるかを知ることができるとともに、問題解決のための手続きについて説明を受けることができる。また、救済手続きのどの段階でも説明を受けることができる。

4．防止委員会への申し出（苦情申し出及び救済の手続き）

防止委員会は、啓発活動や学生及び教職員等への研修を行う他に、被害にあった場合の申し出に対し誠実かつ真摯に対処する。被害の申し出に対しては 当事者間の調停や関係者間の話し合いを通じて解決方法を探る場合と、 調査委員会による事実調査を経て、解決に必要と思われる

救済措置や再発防止のための措置を学長に勧告する場合がある。(関係条項：防止規程第 11, 12 条)

原則としてどのような解決手続きを利用するかは、申し出人の判断に任せられる。いずれの方法による場合でも苦情の申し出人は、その申し出をいつでも取り下げることができる。(関係条項：ハラスメント調査委員会規程《以下「調査委員会規程」という。》第 8 条)

上記 の場合、すなわち申し出人の希望により調停を行う場合には、ハラスメント防止委員(以下「防止委員」という。)は調停に際し、申し出人の意向をできるだけ尊重し、解決策を押し付けるようなことはしない。また、調停手続きを選択した場合、いずれの時点でも申し出人の意思でこれを打ち切ることができるとともに、調査委員会による調査に移行することを求めることができる。調査委員会による調査を希望しない場合の調停については「教職員のみなさまへ セクシュアル・ハラスメント防止活動へご協力をお願い」の『ハラスメント言動』を見聞きした場合の対応」を参考に、臨機応変に対応する。

上記 の場合、すなわち救済措置を求める「苦情の申し出」がなされた場合、防止委員会はすみやかに調査委員会を設置する。(関係条項：防止規程第 11 条)また、防止委員長は申し出の内容について、個人が特定できるような情報を秘匿して学長に報告する。調査委員の選任にあたっては、公正性と中立性を保障するための配慮がなされる。(関係条項：調査委員会規程第 3 条)

調査委員会は調査に必要な権限を持ち、原則的には 2 ヶ月以内に防止委員会に調査結果を報告する。調査委員会から事情の聴取を求められた者は、事情の聴取にあたり付添い人を 1 名伴うことができる。(関係条項：調査委員会規程第 6 条)

防止委員会はこの報告を受け、すみやかに救済や再発防止に必要な措置についての意見をまとめ、学長に勧告する。この報告及び勧告の内容は、申し出人及び申し出の対象とされた者(以下「当事者」という)にも伝えられる。

学長は勧告を受けて必要な措置を迅速かつ適切に講じる。この場合、防止委員会が必要と判断した救済及び防止措置は公表されるが、当事者の氏名その他、当事者が特定されるような情報は伏せるなど、プライバシーは最大限に保護される。

救済手続きの過程では申し出人への適切なケアを怠らないように配慮する。

決定された救済及び防止措置に対して、当事者双方は学長に不服を申し立てることができる。

5 . ハラスメント防止のための対策

- 1) 防止委員会は、ハラスメントについて正しく理解するために啓発活動と防止対策を全学的に行う。
- 2) 防止委員会は相談員を置き、ハラスメントによる被害者の救済体制を整える。
- 3) 問題が生じた場合、防止委員会はすみやかに解決のための行動を選択し、厳正に対処す

る。

4) 当事者以外の学生及び教職員等は、ハラスメント防止及び問題解決のために必要な協力をする。

6. その他（全体に関わること）

1) 学生及び教職員等の義務：大学の学生及び教職員等は教育、研究、就業の望ましい環境から恩恵を受ける権利があると同時に、自らも望ましい環境の維持と向上の一翼^{いちよく}を担^{にな}っていることを自覚してハラスメントの防止に努めなければならない。（関係条項：防止規程第4条）

2) 不利益取り扱いの禁止：相談や救済のための申し出を行った者や事実調査に協力した者、その他手続きに関わった者が報復をされたり、なんらかの不利益を被ったりすることがあってはならない。（関係条項：防止規程第15条）

3) 守秘義務：防止委員、調査委員、相談員には守秘義務がある。相談や苦情の申し出に関与して知りえた内容など、当事者及び関係者のプライバシーを侵害したり秘密をもらしたりしてはならない。（関係条項：防止規程第14条、調査委員会規程第9条）

4) 虚偽申し出等の禁止：虚偽であることを知りながら嘘の相談や苦情の申し出をしてはならない。また、虚偽の証言や十分な根拠がないのに無理に真実である旨の証言をしてはならない。ただし、実際に経験したことについて、証拠を示して証明することが出来ないからといって「根拠がない」と取り扱われるわけではない。

5) ガイドラインが適用される範囲：本学の学生（研究生、科目等履修生等を含む）、教職員等（非常勤、業務委託等を含む）及び本学で開催する講座受講生に対して、その行為が行われた場所（学内外）や時間を問わず、広く適用される。また、本学における教育・研究活動及び職務遂行に関係して行われた本学の学生及び教職員等による学外者に対するハラスメントにも適用される。

6) 防止規程及び関係諸規程並びにガイドラインは、運用の状況をみて定期的な検討・見直しを行う。

以上